

# 令和5年 第3回定例教育委員会

令和5年3月20日（月）  
午前10時00分  
宮代町教育支援センター  
2階会議室

- 1 開会の宣言 教育長
- 2 挨拶
- 3 概要報告
- 4 事務局報告
  - (1) 教育総務関係
    - ア 令和5年3月宮代町議会定例会関係 ・・・ P 1
      - ① 令和4年度一般会計補正予算（第8号）について
      - ② 一般質問と答弁の概要について
    - イ 令和5年度宮代町教育委員会行事予定について ・・・ P 5
    - ウ 校長会からの要望事項に対する取組状況について ・・・ P 6
  - (2) 学校教育関係
    - ア 宮代町立小中学校職員の人事評価について ・・・ P20
    - イ 4月の行事予定について ・・・ P21
    - ウ 4月の事業予定について ・・・ P22
    - エ 令和4年度中学校卒業生の進路状況について 別紙
- 5 審議事項
  - 議案第4号 宮代町教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規則を廃止する規則について ・・・ P23
  - 議案第5号 宮代町教育委員会会計年度任用職員取扱規程の一部を改正する訓令について ・・・ P26
  - 議案第6号 宮代町立小・中学校文書取扱規程の一部を改正する訓令について ・・・ P29
  - 議案第7号 宮代町教育支援センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則について ・・・ P32
  - 議案第8号 宮代町立図書館協議会委員の委嘱について ・・・ P35
  - 議案第9号 宮代町スポーツ推進委員の委嘱について ・・・ P37
  - 議案第10号 令和5年度宮代町教育委員会表彰の承認について ・・・ P39
  - 議案第11号 宮代町教育委員会個人情報保護法施行細則の制定について ・・・ P44

6 その他

7 次回教育委員会について

8 閉会宣言

教育長

## 4 事務局報告

### (1) 教育総務関係

ア 令和5年3月宮代町議会定例会関係

#### ① 令和4年度一般会計補正予算(第8号)について 教育関係補正予算の概要

##### ■歳入

(単位：千円)

歳入名	補正予算額	内 容
小学校施設管理事業	0	地方債借入額の確定に伴う財源更正
中学校施設管理事業	0	地方債借入額の確定に伴う財源更正
合 計	0	

##### ■歳出

(単位：千円)

事業名	補正予算額	内 容
社会教育活動事業	△1,738	事業費執行見込額の減
青少年健全育成事業	△692	事業費執行見込額の減
図書館管理運営事業	2,075	光熱費高騰に伴う指定管理料の増
総合運動公園管理事業	5,813	光熱費高騰に伴う指定管理料の増
合 計	5,458	

## ② 一般質問の概要について

### **通告2号** 深井 義秋 議員

#### 4. 子供会について

各地区の子供会の運営について伺う。

- ①新型コロナ対策としてマスク着用、手洗い、消毒液等で対策をしているが、現在、子供会活動はどのようなになっているのか。
- ②各小学校のPTAと子供会はどのような連携があるか。

### **通告3号** 山下 秋夫 議員

#### 2. 学校給食費の無料化を

(1)憲法第26条は「義務教育は、これを無償にする」に基づき給食費の無償化を求めます。現在、子供7人に1人が貧困状態といわれている中、コロナ禍や物価高騰も重なり給食費が子育て世帯の重い負担となっています。2017年には、小中学校とも無償化した自治体数は、76だったものが昨年10月時点では、224、12月時点では254、3.3倍に増えました。宮代町でも無償化に踏み切るべきです。お答えください。

(2)学校給食費未納世帯がありますか。児童、生徒全員が給食を食べていますか。未納や分納により、児童、生徒に影響がありますか。お答えください。また、日本では、未納により給食時間になると席を空ける児童、生徒がいるとお聞きしました。宮代町では、何らかの行動をとった児童、生徒がいるか確認をしていますか。

### **通告6号** 田島 正徳 議員

#### 3. 町内の医療体制について

現在徐々に新型コロナウイルス感染症の陽性者数が減少傾向にあると思われませんが、町の医療体制について以下の点を伺います。

- ①新型コロナウイルス感染症について、保育園・幼稚園・小中学校の検査キットは十分に確保されているのか。他に不足している物はないのか。また、学級閉鎖などの基準は以前と変更になっているのか。

### **通告7号** 塚村 香織 議員

#### 7. 登下校の立哨当番への支援を

- ②課題の一つにスクールガードのなり手不足があります。行政としてどのような対策ができるのかお伺いいたします。

## 通告 12号 金子 正志 議員

### 1. GIGAスクール構想導入後の状況は

GIGA スクール構想では、児童・生徒一人ひとりが ICT スキルを身に付けられるように、ハード面、ソフト面、指導體制の取組を同時に進める改革を目指しています。3点の取組について伺います。

#### (1) ハード面

- ①タブレットは家庭に持ち帰るのか。
- ②故障、破損の状況。修理代金の補助金は。
- ③通信ネットワーク。通信速度が遅くなる、途中で固まる、接続できないなどトラブルは。

#### (2) ソフト面

- ①端末を使ってゲーム、いじめにつながるような不適切な利用や長時間利用は。
- ②学習用のソフト選択は町、各学校、教員。
- ③デジタル教材に補助金は。

#### (3) 指導體制

- ①民間企業の外部人材の活用。ICT 支援員の配置は。
- ②教育現場、保護者からは、どのような声があがっていますか。

## 通告 13号 丸山 妙子 議員

### 2. 統廃合で中学校1校に、の計画は、いじめ問題の現状からみて最適か

小学校での第三者委員会の立ち上げが2件続いている。他小学校でもいじめ問題が出ていると聞いている。自由選択制導入で4校の小学校、3校の中学校から通いたい学校を選べることは、当町の特色の一つであり、町民に定着もしている。

中学校が1校となり規模が大きくなるということだが、たとえクラスが違っても同じ学校にすることで大きなストレスとなり不登校にも繋がりがかねない。主役は当事者の子どもである。いじめ問題の解決と町の方針に乖離が生じはしないか。

## 通告 13号 丸山 妙子 議員

### 4. 公民館のネット予約の取組を

(1)(2)(3)公民館の予約は高齢者の利用が多いとの理由等もあり、今でも電話での予約である。その後、教育委員会の窓口を利用代金を支払いに出向くことになっている。新型コロナワクチンやマイナンバーカードなどをみても、ネット予約の時期にきている。貸館だからこそ必要、なぜ取り組まないのか。

(1) 利用者が土日のキャンセルができない現状は利用者サービスに繋がらない。対策を講じる時期では。

(2) 公民館には職員が常駐していないので、土日などは予約せずに利用ができてしまう。不当利用を

把握しているのか。金曜日に予約したものは、公民館掲示の利用表には反映されず、予約者か否かわからないのが現状、改善を。

(3) 公民館としての役割として利用団体対象の避難訓練実施はされている。教育委員会主催の講座など開催する計画は。

イ 令和5年度宮代町教育委員会行事予定について

月 日	行 事 等 名	備 考
4月 3日	新転任教職員着任式	進修館小ホール
4月10日	中学校入学式	各中学校（分担）
4月11日	小学校入学式	各小学校（分担）
4月21日	東部地区教育長会議	春日部市
5月12日	埼玉葛地区教育委員会連合会総会	三郷市
5月16日	埼玉県市町村教育委員会連合会総会	羽生市
6月（未定）	町人権教育推進協議会総会	図書館
6月（未定）	町PTA連絡協議会定期総会	東小学校
9月12日	体育祭(前原中)	前原中学校（分担）
9月15日	運動会(須賀中)	須賀中学校（分担）
9月16日	運動会（百間小・東小・笠原小）	各小学校（分担）
9月20日	体育祭(百間中)	百間中学校（分担）
9月30日	運動会（須賀小）	須賀小学校（分担）
10月 5日	埼玉葛人権を考えるつどい	越谷市
10月 8日	町民スポーツフェスティバル2023	ぐるる宮代
11月 3日	町民文化祭（開会式予定）	進修館
11月（未定）	研究発表会	須賀中学校
11月22日	研究発表会	笠原小学校
11月（未定）	埼玉葛教委連合会、教育長協議会合同研修会	
12月 2日	人権作文発表会	百間小学校
12月 8日	キッズエコサミット	オンライン
1月 7日	二十歳のつどい	東武動物公園
1月（未定）	人権問題合同研修会	図書館
3月15日	中学校卒業式	各中学校（分担）
3月22日	小学校卒業式	各小学校（分担）
未 定	島村盛助を顕彰する英語活動発表会 （中学校区ごと開催）	

※各行事開催時には、別途ご案内いたします。

ウ 校長会からの要望事項に対する取組状況について

---

(案)

令和5年 月 日

宮代町立小中学校長会 様

宮代町教育委員会  
教育長 中村 敏明

校長会からの要望事項に対する取組状況について

令和4年10月12日付けで貴会から提出された令和5年度予算に係る要望事項に対する取組状況について別紙のとおり回答いたします。



**要望項目 1 児童・生徒の確かな学力の育成と安心・安全を確保し、町内小中学校の一層の教育活動の充実・発展を図るための人的措置**

<b>要望事項(1)</b>
<p>児童・生徒の基礎学力向上のため、小学校では30人、中学校では35人体制を堅持し、指導法改善（少人数指導等）町非常勤講師の配置を引き続きお願いします。</p> <p>なお、各校2名の町非常勤講師の配置と、1名の勤務が週2日や週3日の勤務により、週5日間を2名で勤務可能にできるよう、今後も柔軟な対応をお願いします。</p>
<b>回答(学校教育)</b>
<p>町非常勤講師の配置については、平成26年度より「全ての小中学校に2名の非常勤講師を配置」しています。</p> <p>また、後者については学校の実態に応じ協議しながら柔軟に対応していきます。今後も基礎学力のより一層の向上に取り組んでいただくようお願いします。</p>

<b>要望事項(2)</b>
<p>特別に指導・支援を要する児童生徒への非常勤サポーター等の配置を学校の実態に応じてお願いします。（生徒指導・不登校・障がい等特別に配慮を要する児童生徒等）</p>
<b>回答(学校教育)</b>
<p>学校の実態に対応した特別支援教育サポーターを小学校に、不登校対策学習支援員を中学校に配置しています。今後も同様の対応を継続したいと考えています。</p>

<b>要望事項(3)</b>
<p>県費加配教員の措置が継続されない場合、小1問題対応、町費等による代替講師等の措置をお願いします。</p> <p>(※年度途中の産休代替・育休代替の配置が難しい場合、教務・主幹教諭が対応することが多いので、町費常勤講師あるいはサポーター（免許をもたない）等の人員配置をお願いします。また、早めの代替教員の配置をお願いします。)</p>
<b>回答(学校教育)</b>
<p>平成28年度当初から、全小中学校に少人数加配が1名ずつ配置されており、令和5年度も配置予定です。他の加配や特配についても、各学校の実態や状況に応じて、埼玉県への申請については、対応していきたいと考えています。</p> <p>産休代替・育休代替の配置についても、県の登録の状況、他市町との情報を共有しながら速やかに配置できるように努めていきます。このような状況が考えられる場合、早めの情報提供をお願いします。</p>

**要望事項(4)**

県費負担教職員と勤務時間の差異は学校運営に支障があるため、町費非常勤講師の勤務範囲を拡大する措置をお願いします。(交通費支給、出張を可能にする等)

**回答(学校教育)**

町非常勤講師等の雇用規定にかかわる問題であり、現在のところ変更する考えは有りません。会計年度任用職員制度への移行に伴い、交通費を含む給与、報酬等についての待遇については、改善されました。

**要望事項(5)**

町費非常勤職員の増員をお願いします。(小、中でそれぞれ1名の増員を)

**回答(学校教育)**

町非常勤講師の職務については、本務者同等の指導力が求められる状況もあるため、令和2年度からの待遇の見直しを優先して進めており、増員の予定はありません。

**要望事項(6)**

教職員の負担軽減と児童生徒に向き合う時間の確保に向け、スクールサポートスタッフの配置をお願いします。

**回答(学校教育)**

スクールサポートスタッフの配置については、令和5年度も配置予定で進めています。

**要望事項(7)**

小学校への教育相談員の配置をお願いします。(勤務日を決めて2校兼務でも可)

**回答(学校教育)**

令和4年度より、教育相談員を教育支援センター内に配置し、週3日の勤務を行っています。中学校におけるさわやか相談員等も含め、その有効的な活用を図っていきたいと考えています。

**要望事項(8)**

小学校外国語活動・英語科の充実へ向け、小学校へALTが専属となるよう引き続きお願いします。

**回答(学校教育)**

平成28年度より小学校専属ALTを配置しました。平成30年度からは1名増員し、小学校2校につき1名配置しております。

**要望事項(9) ※新規**

町内に通級指導教室の設置に向けた計画的な対応をお願いします。

(※特に、通常学級に在籍する自閉症や情緒障害(自閉症、アスペルガー症候群等、専門のスタッフが対応し、指導できる教室を要望したい。各担任も相談できる機関であれば、さらに良い。)対応の通級指導教室があれば、継続して通級指導教室にも通いながら、学習や保護者への面談が実施できると考えます。)

**回答(学校教育)**

令和2年度に通級指導教室「発達障害・情緒障害」への通級に関するアンケートを各学校に実施したところ、「担任等は必要を感じる児童生徒」は一定数いるが、「保護者とも就学相談が進んでいて通う可能性が高い児童生徒」については、定数に満たなかったため、設置については見送っていた。今後、再度アンケートを実施するなど各学校の状況を確認し、検討をしていきたいと考えております。

## 要望項目2 教育環境の整備・充実

### 要望事項(1)

防火シャッター・遊具施設・プール施設等の安全確保のため、専門業者による定期点検、不備の場合の早急な修繕等をお願いします。

### 回答(教育総務)

防火シャッターについては、年2回の消防設備点検時に点検しています。プールについては、使用開始時の清掃作業時等における確認をお願いします。

また、いずれの施設においても、不備等が発見された場合には、早急に修繕するなど適切に対応いたしますので、日頃からの確認点検と早急な連絡をお願いいたします。

### 要望事項(2)

老朽化した校舎・設備等の計画的な改修及び急を要する改善・改修を引き続きお願いします。

・雨漏りが懸念される。体育館及び校舎の屋上の業者による点検、改善を計画的に行うことをお願いします。特に体育館フロアについては、児童生徒の安全のため、最優先でご対応いただくようお願いします。

・校舎近くの大木が倒れる懸念がある。高く伸びた大木の枝切りなど、計画的にお願いします。

### 回答(教育総務)

学校施設の改修等については、各校からの要望を元に現地確認を行い、危険性や緊急性などから計画的に改修工事を実施しています。また、年度途中において当初想定できなかった破損等が生じた場合には、予備費を充当するなどにより随時、対応しています。雨漏り等、緊急の対応が生じた場合は、適宜、御連絡をいただき、現地確認を行ったうえで、対応してまいります。なお、令和5年度は、高木剪定委託料の予算がつきましたので、危険個所の対応を実施する予定です。

### 要望事項(3)

転用可能教室の改修による多目的スペースの設置について再編統合を視野に検討をお願いします。

### 回答(教育総務)

町では総合計画に基づいて小中学校の適正配置を進めることとしておりますので、併せて検討していきたいと考えています。

**要望事項(4)**

安心安全の確保のため、校内インターホン等放送設備の充実・設置を是非お願いします。

**回答(教育総務)**

かつて、児童生徒数の急増に合わせて校舎の増築を重ねたため、各校校舎の構造が複雑、管理に苦慮されていることは理解していますが、他の施設管理経費との兼ね合いから今後の検討課題とさせていただきます。

**要望事項(5)**

トイレの環境は衛生的とは言えない。トイレ清掃・尿石除去など業者委託を、計画的・継続的に年に1・2回確実にを行うことをお願いします。また、トイレの洋式化に向け、予算化及び工事を今後も計画的に進めて欲しい。(トイレ毎に1カ所は欲しい。もしくは、各階1カ所のトイレ洋式化工事、障害のある児童への配慮、骨折等による児童への配慮、新入児童への配慮等)

**回答(教育総務)**

現在の学校トイレについては、学校環境改善上の喫緊の課題であると認識しています。洋式化を含めたトイレの全面改修については、令和3年度から実施しています。令和5年度以降も引き続き計画的に実施していきたいと考えています。また、トイレ清掃・尿石除去などの業務委託については、引き続き予算要求をしていきたいと思います。

**要望事項(6)**

体育館及び各教室の蛍光灯や照明器具を計画的にLEDに変えてほしい。(現在使用中の蛍光灯の生産が限定されつつあり、単価が値上がりしています。蛍光灯の今後が見通せなくなっているため、計画的な対応をお願いします。)

**回答(教育総務)**

照明器具のLED化については、再整備を予定している須賀小学校を除く小中学校において、令和5年度に実施予定です。ただし、体育館については、非構造部材改修に合わせて、LED化していきます。

**要望事項(7)**

小中学校多目的教室、相談室、会議室等未設置教室等への計画的なエアコン設置をお願いします。また、設置してあるエアコンの内部清掃を計画的に実施していただき、生徒・教職員の健康面への配慮をお願いします。

**回答(教育総務)**

近年の異常気象を考えれば、すべての教室にエアコンを設置することが望ましいことは理解できますが、子供たちが通常授業で使用する普通教室及び特別教室には設置済みで

あり、以前に比べ、環境面では大きく向上していることから、多目的教室等への設置についての優先順位は低いと考えていますので、御理解いただきたいと思ひます。

### 要望項目3 教育の充実と特色ある学校づくりのため財政支援

#### 要望事項(1)

埼玉葛連合教育研究会負担金及び埼玉県連合教育研究会負担金並びに町教育研究会への補助金を引き続きお願いしします。

宮代町教育研究会の特別事業会計については、宮代町からの補助金200,000円の継続をお願いしします。(理由：町内硬筆審査会継続実施のため。)

#### 回答(学校教育)

ご要望のとおり予算措置を講じています。

#### 要望事項(2)

各種教育団体組織への負担金・分担金の措置の拡大を引き続きお願いしします。校長会における関東甲信地区、全日本校長会負担金については各校長が個人負担しています。多くの他市町は公費で負担しています。町による予算措置をお願いしします。

#### 回答(学校教育)

ご要望のとおり負担金等の予算は確保しています。また、全日本校長会負担金については、今後の財政状況等を勘案して、検討してまいります。

なお、教育関係の協議会等への負担金が多いことから、必要性やメリットについて議会等から指摘される場合が有ります。町長部局では、協議会から脱退や、負担金を減額・廃止するなど、改革に取り組んでおりますので、できれば組織の必要性や負担金のありかた等について、組織自ら議論していただくなど、一石を投じていただければ幸いです。

#### 要望事項(3)

研究委嘱校には、予算措置の増額を引き続きお願いしします。委嘱料の費目を需用費(印刷製本費)に限るのは電子化によりペーパーレス化が進む中、SDGSの観点からも前近代的です。有効活用できる費目例えば「謝金」「旅費」等に使用できるよう検討をお願いしします。

#### 回答(学校教育)

平成26年度より町研究委嘱費につきましては、発表校に7万円、その他の学校に5万円としました。研究委嘱費につきましては需用費に限定せず、各学校の実情に合わせ研究に必要な「謝金」等にも使用できることとしました。

**要望事項(4)**

教材や指導書等の予算措置を引き続きお願いします。

**回答(学校教育)**

ご要望のとおり予算措置を講じています。

**要望事項(5)**

給食費の納入方法については、給食費の適正化及び学校事務の効率化を図るため、町に直接納入する方法をお願いします。また、給食費を未納しがちな家庭に対する行政からの働きかけもお願いします。

**回答(教育総務)**

給食費の納入については、各家庭の状況と合わせて的確に判断いただける各小中学校にお願いし、一定の成果を得ているところでありますので、引き続きお願いします。  
なお、長期間にわたり滞っている家庭については、町教育委員会としても働きかけしてまいります。

**要望事項(6)**

学級閉鎖時、給食の停止並びに食材の購入停止が間に合った場合、給食費の返金検討をお願いします。

**回答(教育総務)**

学校給食食材は、給食費の年間見込みを勘案して選定、発注しています。また、事務の煩雑化を防ぐためにも給食費の返金は所定の基準に基づき実施したいと考えています。

**要望事項(7)**

多額の予算が必要な修繕費の町予算対応について引き続きお願いします。

**回答(教育総務)**

修繕費については、軽微なものは学校予算で対応をお願いし、多額の費用を要する修繕は町予算で対応しています。財政状況が益々厳しくなっているため十分な予算とは言えないかも知れませんが、緊急修繕等は予備費等を活用し対応したいと考えています。学校におきましても予算を有効に使っていただけるよう工夫できることがあればお願いします。

**要望事項(8)**

図書室の児童生徒用図書予算の増額をお願いします。

**回答(学校教育)**

児童生徒用図書につきましては、小学校は児童一人当たり1,100円、中学校は生徒

一人当たり1,300円を予算として計上しています。財政状況が厳しくなっているため十分な予算とはいえないかと思いますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。なお、平成28年度からは「新図書館システム」の整備により学校図書室のパソコンがオンライン管理となるなど、町立図書館との連携が拡大されますので、効果的な運用をお願いします。

#### **要望事項(9)**

各学校の実態に応じた樹木剪定（特に大きく成長し危険が予想されるものは早急に）、消毒の回数増、除草作業の年2回ほどの予算立てをお願いします。

#### **回答(学校教育)**

各学校への配当予算の中でご対応のほどよろしくお願いいたします。

#### **要望事項(10)**

リモート学習への対応として、小学校1学年の情報端末について、家庭での接続が可能になるよう、対応を至急お願いします。また、現在、小学校1学年のみWindows OSの機種を使用しておりますが、学習効率やリモート学習の観点から小学校2学年以上の端末と同様のChrome OS搭載の、機種への変更を要望します。

#### **回答(教育総務)**

令和元年度に導入したパソコン教室のタブレットPCを有効活用するため、小学校1年生の情報端末については、Windows OSの機種を使用いただいています。他の学年の機種と異なるため、御不便をお掛けしている点もあると思いますが、小学校1年生が使用することやタブレットPCを有効活用することを勘案し、御理解いただきたいと考えます。

#### **要望事項(11)**

接続環境が整っていない家庭について、Wi-Fi機器の貸し出し等の対応をお願いします。

#### **回答(教育総務)**

Wi-Fi機器の貸し出しについては、全校での実施に向けて準備を行っております。

#### **要望事項(12) ※新規**

リモート学習対応のための人的配置をお願いします。（できれば専門のスタッフが授業をアシスタントできることが望ましいが、スクールサポートスタッフや不登校対策学習支援員の業務として示すなどの対応も含めて）



**回答(学校教育)**

専門のスタッフについては、予算及び人材の確保が困難であるため、今後、配置を含めて検討してまいります。スクールサポートスタッフの業務には、「児童生徒の指導上必要となる業務の補助」が含まれていますので、指導補助が可能な人材でしたら補助をお願いすることも可能です。

## 要望項目4 その他の要望

### 要望事項(1)

人事異動については、校長の意向を今後も尊重していただき、バランスの取れた勢いのある職員組織となるよう配慮をお願いします。

### 回答(学校教育)

今後も校長との話し合いを重視していきます。

### 要望事項(2)

県や町から児童生徒へ依頼されるポスター、作文、標語等で必ず協力しなければならないものについて、年間一覧表の作成を引き続きお願いします。

(※教育委員会を経由しない依頼も多数あり、負担感が増加しています。)

### 回答(学校教育)

必ず協力していただかなければならないものについては夏季休業前の校長会で示させていただきます。教育委員会を経由しないものについては、示すことができません。

### 要望事項(3)

県大会以上の児童生徒の出場については、県大会の参加費・輸送費予算の配慮をお願いします。

(※現状では、個人又はPTA負担となっています。学校代表として出場する場合、負担に課題があります。)

### 回答(学校教育)

平成23年度までは、バスの予算を確保しておりましたが、平成24年度予算「3%」、平成25年度予算「1%」、平成26年度予算ではさらに「2%」のマイナスシーリングが行われ、全庁的に予算が減額されたことから、令和5年度もバスの予算を確保することが出来ません。ご理解いただきたいと思います。

### 要望事項(4)

人材の派遣について、小学校の学級懇談会等で就学前幼児の安全を確保するため、是非年間3回ほどの派遣をお願いします。

(※懇談会時、一定の場所を指定しているが、監督している者がいない状況もあり、危険であるため)

### 回答(学校教育)

必要性については理解しておりますが、現状では各校の工夫をお願いします。

**要望事項(5)**

学校の標示の作成について検討をお願いします。

**回答(教育総務)**

宮代町の道路事情と各校の立地を考慮すると、来校者への案内標示の必要性は理解されると思いますが、昨今自動車や携帯電話等のGPS機能の普及と考え合わせると喫緊の課題ではないと解されますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

**要望事項(6)**

各学校にもう1台AEDの設置をお願いします。

(※緊急対応・校外で使用するため。例：林間学校、持久走大会、水泳指導等)

**回答(学校教育)**

現状では各校の工夫をお願いします。必要性については理解していますので、今後検討していきたいと思えます。

**要望事項(7)**

夏季休業中の宮代町教育研究会主催、宮代町教委主催の教員研修については、早めの日程調整と開催方法の工夫をお願いします。

**回答(学校教育)**

町教職員全体研修会については、講師の方のご都合が最優先される状況にありますが、研修会の組み合わせや研修時間の短縮等については、引き続き検討していきたいと思えます。

**要望事項(8)**

災害時の対応について、学校を避難所として開設する場合の鍵の管理等に関する行政側との共通理解の場を設けるようお願いします。

**回答(教育総務)**

町民生活課において、震度6弱以上の地震が発生した場合に、避難所周辺に住む職員を避難所開設担当として指定しました。併せて、避難所である体育館の鍵を、各小中学校の所定の場所に常備しましたので、緊急時には町職員により避難所を開設することが可能になっています。

**要望事項(9)**

新型コロナウイルス感染症については、長期的な対応が求められることが見込まれています。感染症予防対策に係る予算措置を引き続きお願いします。

- \* 旅行的行事への補助（キャンセル料、看護師、密を防ぐためのバスの追加等）
- \* 2階の網戸設置、消毒用アルコール、ハンドソープ等
- \* スクールサポートスタッフ等の人員の配置

**回答(学校教育)**

旅行的行事等のキャンセル料については、今年度と同様の対応を検討しております。但し、国からの補助がなく、新型コロナウイルスが季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げられた場合につきましては、キャンセル料等は、各学校で負担いただくことを考えております。保護者への説明、業者との協議や保険の検討等を十分に図っていただきますようお願いいたします。新型コロナウイルス感染症対策については、今年度と同様に国からの補助が見込まれる場合は対応可能と考えます。また、スクールサポートスタッフについては令和5年度も配置します。

**要望事項(10)**

時数確保のために振替を課業日には行わない土曜授業を、各校で2回以上実施することが教育委員会から指示されていますが、週休日の振替を夏季休業中にすることは、課業日の週当たりの勤務時間の増加が余儀なくされ、働き方改革の観点から時代に逆行するものです。教育課程上の時数確保が必要であるならば、課業日を必要日数増やすことは教育委員会の職務権限ですので、学期の日数を増やすなど土曜授業ではない形にさせていただくよう強く要望します。

**回答(学校教育)**

ご要望である学期の日数を増やすことにつきましては、給食提供の回数や町会計年度任用職員の雇用等、予算に関わることも問題としてあります。これらの事を踏まえつつ、どのように授業日を確保していくか前向きに検討してまいります。

**要望事項(11)**

中学校の卒業式で町が表彰する9ヵ年皆勤賞についてですが、皆勤賞のために体調不良であっても生徒が無理をするケースも散見されます。健康上の問題もありますので、廃止を含め検討をお願いします。

**回答(学校教育)**

皆勤賞について、生徒の9ヶ年の努力を認めることは、大変意義のあることと考えています。しかし、表彰の場については、各学校の実情に合わせ検討して行っていただいています。

**要望事項(12) ※新規**

働き方改革の課題と解決に向けた町教育委員会としての考え方と方向性を示し、具体策を検討する協議会の設置または、ゴールがわかるロードマップを示すことについての検討をお願いします。

**回答(学校教育)**

令和4年11月7日付け「宮代町立小・中学校教職員の働き方改革に係る取組について(通知)」のとおり、各学校で取り組んでいただいています。令和5年度においては、朝の活動は原則禁止ですので、引き続きお願いいたします。具体策を検討する協議会も設置し、適宜開催いたします。

**要望事項(13) ※新規**

部活動の土日の地域移行への対応についての町教育委員会としての考え方を示していただき、検討に向けた環境整備をお願いします。

**回答(学校教育)**

国や県、近隣市町の動向や学校の状況など情報収集をし、今後の取組について検討をしていきたいと考えております。

**要望事項(14) ※新規**

学校選択について、一部の学校では、教室の不足等、多くの教育活動に支障が出ています。学校選択についての基準の見直し等、検討をお願いします。

**回答(学校教育)**

児童生徒数の今後の推移や教室数等を確認し、検討しております。

## (2) 学校教育関係

### ア 宮代町立小中学校職員の人事評価について

令和4年度埼玉縣市町村立学校職員の人事評価について、埼玉縣市町村立学校職員の人事評価に関する規則第9条第1項に基づき報告します。

イ 4月の行事予定について

須賀小：須 百間小：百 東小：東 笠原小：笠 / 須賀中：須 百間中：百 前原中：前  
 小学校4校：小 中学校3校：中

日付	小学校	中学校
1日(土)		
2日(日)		
3日(月)		
4日(火)	職員会議(須・百・東・笠)	職員会議(須・百・前)
5日(水)	準備登校(須・百・東・笠)	職員会議(須・百・前)
6日(木)		
7日(金)	新1年生クラス発表(東)	準備登校(須・百・前)
8日(土)		
9日(日)		
10日(月)	始業式(小) 通学班編成・一斉下校(通学路点検) (笠)	始業式(中) 入学式(中)
11日(火)	入学式(小)	新入生歓迎会(百) 全校説明会(百) 避難訓練(百・前)
12日(水)	給食開始(小) 通学班編成・一斉下校(通学路点検) (百) 通学班編成(須・東)	給食開始(中) 全校オリエンテーション(須・前) 新入生歓迎会(須・前) 仮入部(～20日)(須・百) 仮入部(～24日)(前)
13日(木)		避難訓練(須) 学級懇談会(百)
14日(金)	1年生を迎える会(百・東・笠)	学級懇談会(須・前)
15日(土)	開校記念日(須)	開校記念日(須)
16日(日)		
17日(月)	学力向上パワーアップウィーク① (須)	
18日(火)	給食開始(1年)(小) 全国学力・学習状況調査(6年)(小) 一斉下校(通学路点検)(須) 開校記念日(東)	全国学力・学習状況調査(3年)(中)
19日(水)	1年生を迎える会(須) 薬物乱用防止教室(6年)(東)	

	一斉下校（通学路点検）（東）	
20日（木）	町研主任会（前原中にて）	町研主任会（前原中にて）
21日（金）	ふれあいデー（須・百・東・笠） 学習参観・懇談会（全学年）（須・東・笠） 授業参観・懇談会（456年特）（百）	ふれあいデー（須・百・前） 全国学力・学習状況調査 英語（話すこと）・質問紙（3年）（須）
22日（土）		土曜授業・部活動保護者会（須・百・前）
23日（日）		
24日（月）	授業参観・懇談会（123年）（百） ふじまつり（笠）	
25日（火）	交通安全教室（1～3年）（東）	離任式（須） 全国学力・学習状況調査 英語（話すこと）・質問紙（3年）（百）
26日（水）		
27日（木）	町研総会（前原中にて）	町研総会（前原中にて）
28日（金）	離任式（須）	離任式（百・前） 全国学力・学習状況調査 英語（話すこと）・質問紙（3年）（前）
29日（土）	昭和の日	昭和の日
30日（日）		

ウ 4月の事業予定について（教育委員会）

日付	内 容	場 所
3日（月）	臨時校長会・転任新採用職員着任式	進修館
5日（水）	予算説明会・校長会	役場 202 会議室
6日（木）	教頭会	小ホール
7日（金）	スクールガードリーダー連絡会	進修館
26日（水）	宮代町人事評価研修会（校長）予定	役場 204 会議室
27日（木）	宮代町人事評価研修会（教頭）予定	



## 議案第4号

宮代町教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規則を廃止する規則について

別紙のとおり宮代町教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規則を廃止することについて議決を求める。

令和5年3月20日提出

宮代町教育委員会  
教育長 中村 敏明

### 提 案 理 由

個人情報の保護に関する法律の改正、宮代町個人情報保護条例の廃止、宮代町個人情報保護法施行条例の制定、宮代町長が管理する個人情報の保護に関する規則の廃止に伴い、宮代町教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規則について廃止するものである。

宮代町教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和5年 月 日

宮代町教育委員会教育長

宮代町教委規則第 号

宮代町教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規則を廃止する規則  
宮代町教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規則（平成13年宮代町教委規則第5号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(参考)

宮代町教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規則

平成13年11月13日

教委規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮代町個人情報保護条例(平成11年宮代町条例第17号)第33条の規定に基づき、宮代町教育委員会(以下「委員会」という。)が管理する個人情報の保護に関し、必要な事項を定めるものとする。

(個人情報の保護及び開示請求等)

第2条 委員会が管理する個人情報の保護及び開示請求等については、宮代町長が管理する個人情報の保護に関する規則(平成12年宮代町規則第10号)の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第5号

宮代町教育委員会会計年度任用職員取扱規程の一部を改正する訓令について

別紙のとおり宮代町教育委員会会計年度任用職員取扱規程の一部を改正することについて議決を求める。

令和5年3月20日提出

宮代町教育委員会  
教育長 中村 敏 明

提 案 理 由

会計年度任用職員の職種の新設・職種名の変更に伴い、宮代町教育委員会会計年度任用職員取扱規程を改正するため、この案を提出するものである。

宮代町教育委員会会計年度任用職員取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年 月 日

宮代町教育委員会

教育長 中村敏明

宮代町教委訓令第 号

宮代町教育委員会会計年度任用職員取扱規程の一部を改正する訓令

宮代町教育委員会会計年度任用職員取扱規程（令和2年1月30日宮代町教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5号」を「教育職員免許法（昭和24年法律第147号）」に改め、「教育相談員以外」を「教育相談員、教育支援センター長、教育支援員Ⅰ種以外」に改める。

第9条第3項中「所属する学校長」を「所属する学校長又は所属長」に改める。

第12条第1項中「健康保険法（大正11年法律第70号）」を「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1

区分	職種
第1種	一般事務、資料整理作業員、屋外展示物等管理作業員、発掘作業員、発掘調査員、さわやか相談員、ボランティア相談員、学校用務補助員、社会教育指導員、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）
第2種	非常勤講師、非常勤指導主事、教育相談員、英語活動等非常勤講師、特別支援教育サポーター、不登校対策学習支援員、教育支援センター長、教育支援員Ⅰ種、教育支援員Ⅱ種、専門相談支援員

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

宮代町教育委員会会計年度任用職員取扱規程 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行												
<p>(非常勤講師等の資格要件)</p> <p>第6条 第2種の職については、次の要件をすべて満たす者でなければならない。</p> <p>(1) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号) _____ に基づく免許状を有していること。ただし、非常勤講師、非常勤指導主事、<u>教育相談員、教育支援センター長、教育支援員I種以外</u>の職は、この限りでない。</p> <p>(2) ~ (3) 略</p> <p>(勤務時間等)</p> <p>第9条</p> <p>3 第2種の職の勤務時間は、週38時間以内とし、当該職の<u>所属する学校長又は所属長</u>が割り振る。</p> <p>(社会保険の適用)</p> <p>第12条 教育委員会は、必要に応じ、<u>地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)</u>に定める健康保険、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に定める厚生年金保険及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に定める雇用保険に加入させるものとする。</p> <p>別表第1</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">職種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第1種</td> <td>一般事務、資料整理作業員、屋外展示物等管理作業員、発掘作業員、発掘調査員、さわやか相談員、ボランティア相談員、学校用務補助員、社会教育指導員、<u>教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2種</td> <td>非常勤講師、非常勤指導主事、教育相談員、英語活動等非常勤講師、特別支援教育サポーター、不登校対策学習支援員、<u>教育支援センター長、教育支援員I種、教育支援員II種、専門相談支援員</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	職種	第1種	一般事務、資料整理作業員、屋外展示物等管理作業員、発掘作業員、発掘調査員、さわやか相談員、ボランティア相談員、学校用務補助員、社会教育指導員、 <u>教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)</u>	第2種	非常勤講師、非常勤指導主事、教育相談員、英語活動等非常勤講師、特別支援教育サポーター、不登校対策学習支援員、 <u>教育支援センター長、教育支援員I種、教育支援員II種、専門相談支援員</u>	<p>(非常勤講師等の資格要件)</p> <p>第6条 第2種の職については、次の要件をすべて満たす者でなければならない。</p> <p>(1) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号) <u>第5号</u>に基づく免許状を有していること。ただし、非常勤講師、非常勤指導主事、<u>教育相談員以外</u> _____ の職は、この限りでない。</p> <p>(2) ~ (3) 略</p> <p>(勤務時間等)</p> <p>第9条</p> <p>3 第2種の職の勤務時間は、週38時間以内とし、当該職の<u>所属する学校長</u> _____ が割り振る。</p> <p>(社会保険の適用)</p> <p>第12条 教育委員会は、必要に応じ、<u>健康保険法(大正11年法律第70号)</u> _____ に定める健康保険、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に定める厚生年金保険及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に定める雇用保険に加入させるものとする。</p> <p>別表第1</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">職種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第1種</td> <td>一般事務、資料整理作業員、屋外展示物等管理作業員、発掘作業員、発掘調査員、さわやか相談員、ボランティア相談員、学校用務補助員、社会教育指導員 _____</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2種</td> <td>非常勤講師、非常勤指導主事、教育相談員、英語活動等非常勤講師、特別支援教育サポーター、不登校対策学習支援員 _____</td> </tr> </tbody> </table>	区分	職種	第1種	一般事務、資料整理作業員、屋外展示物等管理作業員、発掘作業員、発掘調査員、さわやか相談員、ボランティア相談員、学校用務補助員、社会教育指導員 _____	第2種	非常勤講師、非常勤指導主事、教育相談員、英語活動等非常勤講師、特別支援教育サポーター、不登校対策学習支援員 _____
区分	職種												
第1種	一般事務、資料整理作業員、屋外展示物等管理作業員、発掘作業員、発掘調査員、さわやか相談員、ボランティア相談員、学校用務補助員、社会教育指導員、 <u>教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)</u>												
第2種	非常勤講師、非常勤指導主事、教育相談員、英語活動等非常勤講師、特別支援教育サポーター、不登校対策学習支援員、 <u>教育支援センター長、教育支援員I種、教育支援員II種、専門相談支援員</u>												
区分	職種												
第1種	一般事務、資料整理作業員、屋外展示物等管理作業員、発掘作業員、発掘調査員、さわやか相談員、ボランティア相談員、学校用務補助員、社会教育指導員 _____												
第2種	非常勤講師、非常勤指導主事、教育相談員、英語活動等非常勤講師、特別支援教育サポーター、不登校対策学習支援員 _____												

## 議案第6号

宮代町立小・中学校文書取扱規程の一部を改正する訓令について

別紙のとおり宮代町立小・中学校文書取扱規程の一部を改正することについて議決を求める。

令和5年3月20日提出

宮代町教育委員会  
教育長 中村敏明

### 提 案 理 由

個人情報の保護に関する法律の改正、宮代町個人情報保護条例の廃止、宮代町個人情報保護法施行条例の制定に伴い、宮代町立小・中学校文書取扱規程の一部を改正するためにこの案を提出するものである。

宮代町教委訓令第 号

宮代町立小・中学校文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年 月 日

宮代町教育委員会

教育長 中 村 敏 明

宮代町立小・中学校文書取扱規程の一部を改正する訓令

宮代町立小・中学校文書取扱規程（令和4年宮代町教委訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「宮代町個人情報保護条例（平成11年宮代町条例第17号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

第23条第3項中「宮代町個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。



宮代町立小・中学校文書取扱規程 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(文書取扱の原則)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 文書は、<u>個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)</u>に基づく個人情報保護の徹底を図るため、適切に管理しておかなければならない。</p> <p>(文書の閲覧等)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 宮代町情報公開条例に基づく情報公開請求及び<u>個人情報保護に関する法律</u>に基づく個人情報の開示請求があったときは、宮代町教育委員会と協議のうえ対応するものとする。</p>	<p>(文書取扱の原則)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 文書は、<u>宮代町個人情報保護条例(平成11年宮代町条例第17号)</u>に基づく個人情報保護の徹底を図るため、適切に管理しておかなければならない。</p> <p>(文書の閲覧等)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 宮代町情報公開条例に基づく情報公開請求及び<u>宮代町個人情報保護条例</u>に基づく個人情報の開示請求があったときは、宮代町教育委員会と協議のうえ対応するものとする。</p>

## 議案第7号

宮代町教育支援センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則について

別紙のとおり宮代町教育支援センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正することについて議決を求める。

令和5年3月20日

宮代町教育委員会  
教育長 中村 敏明

### 提 案 理 由

宮代町教育支援センター職員の勤務時間の変更に伴い、宮代町教育支援センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正するためにこの案を提出するものである。

宮代町教育支援センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則  
宮代町立教育支援センター設置及び管理条例施行規則（令和４年２月１６日宮代町  
教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第３号中「午後４時４５分」を「午後４時３０分」に改める。

附 則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

宮代町教育支援センター設置及び管理条例施行新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(開室時間)</p> <p>第2条 支援センターの開設時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 条例第3号第1項第1号の業務は、午前9時00分から午後4時30分までとする。</p> <p>(2) 条例第3号第1項第2号の業務は、午前9時00分から午後3時00分までとする。</p> <p>(3) 条例第3号第1項第3号の業務は、午前8時45分から<u>午後4時30分</u>までとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(開室時間)</p> <p>第2条 支援センターの開設時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 条例第3号第1項第1号の業務は、午前9時00分から午後4時30分までとする。</p> <p>(2) 条例第3号第1項第2号の業務は、午前9時00分から午後3時00分までとする。</p> <p>(3) 条例第3号第1項第3号の業務は、午前8時45分から<u>午後4時45分</u>までとする。</p> <p>2 (略)</p>

議案第8号

宮代町立図書館協議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

別紙の者を宮代町立図書館協議会委員に委嘱することについて議決を求める。

令和5年3月20日提出

宮代町教育委員会  
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

別紙の者を宮代町立図書館協議会委員に委嘱したいので、宮代町立図書館協議会運営規則第2条第1項の規定により、この案を提出するものである。

なお、任期は、令和5年4月1日から令和7年3月31日とする。

別紙

宮代町立図書館協議会委員委嘱者名簿  
(任期：令和5年4月1日から令和7年3月31日まで)

	氏名	性別	所属等	備考
1	山内 薫	男	学識経験者	再任
2	村山 ふさ江	女	学識経験者	再任
3	中村 昭子	女	社会教育関係者	再任
4	宮野 紀子	女	社会教育関係者	再任
5	白木 正勝	男	社会教育関係者	再任
6	大力 芳紀	男	社会教育関係者	再任
7	古谷 諭史	男	公募委員	再任
8	国川 恵子	女	公募委員	新規
9	未定		学校教育関係者	人事異動による
10	未定		学校教育関係者	人事異動による

【参考】宮代町立図書館設置及び管理条例（抜粋）

（図書館協議会）

第17条 法第16条の規定に基づき、宮代町立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員10人以内で組織する。

3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに公募による市民（宮代町市民参加条例（平成15年宮代町条例第29号）第2条第1号に掲げる者をいう。）の中から任命する。

5 役職上によって委嘱された者が、その職を離れたときは、委員は解任されるものとする。

議案第9号

宮代町スポーツ推進委員の委嘱につき議決を求めることについて

別紙の者を宮代町スポーツ推進委員に委嘱することについて議決を求める。

令和5年3月20日提出

宮代町教育委員会  
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

別紙の者を宮代町スポーツ推進委員に委嘱したいので、スポーツ基本法第32条第1項及び宮代町スポーツ推進委員に関する規則第3条第1項の規定により、この案を提出するものである。

なお、任期は、令和5年4月1日から令和7年3月31日とする。

別紙

宮代町スポーツ推進委員委嘱者名簿  
(任期：令和5年4月1日から令和7年3月31日)

	氏名	備考	
1	荻根澤卓郎	新規	町内在勤
2	押田文子	再任	町内在住
3	折原規子	再任	町内在住
4	島田和夫	再任	町内在住
5	杉山康昌	再任	町内在住
6	関悦久	再任	町内在住
7	千把道雄	再任	町内在住
8	泰楽恵子	再任	町内在住
9	増田利通	再任	町内在住

【参考】スポーツ基本法（抜粋）

（スポーツ推進委員）

第32条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

【参考】宮代町スポーツ推進委員に関する規則（抜粋）

（定数及び任期）

第3条 委員の定数は、14人とし、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じたときは、補欠委員を委嘱する。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、前2項の期間中においても委員の委嘱を解くことができる。



議案第10号

令和5年度宮代町教育委員会表彰の承認について

別紙の候補者を令和5年度宮代町教育委員会表彰受賞者として承認することにつき議決を求める。

令和5年3月20日提出

宮代町教育委員会  
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

宮代町教育委員会表彰規程第2条及び宮代町教育委員会表彰規程取扱要領に基づき表彰候補者を決定するため、この案を提出するものである。

## 宮代町教育委員会表彰規程

平成元年4月1日

教委規程第 2号

(目的)

第1条 この規程は、宮代町の教育、学術、文化及び体育の振興発展に貢献し、他の模範となるものの表彰に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体を選考し、表彰する。

- (1) 教育、学術、文化及び体育の振興発展に功績が顕著であるもの
- (2) 教育関係職員で、その業績が特に優秀であるもの
- (3) 教育、文化及び体育等関係団体の活動の推進等に貢献し、その功績が顕著であるもの
- (4) その他特に表彰に値すると認められるもの

(表彰の方法)

第3条 表彰は、教育委員、校長及び団体の長等の推薦により教育委員会で選考の上、これを行う。

2 表彰者には表彰状(又は感謝状)を授与する。なお、副賞又は記念品を加授することができる。

(表彰の時期)

第4条 表彰は、毎年1回必要に応じて行う。ただし、特に必要がある場合は、臨時に行うことができる。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、表彰についての必要な事項は、別に教育委員会が定める。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

## 宮代町教育委員会表彰規程取扱要領

### 第1 趣旨

この要領は、宮代町教育委員会表彰規程(平成元年教委規程第2号。以下「規程」という。)第5条に基づき必要な事項を定めるものとする。

### 第2 選考基準

規程第2条各号に定める個人又は団体は、次の基準を満たすものの中から選考するものとする。

- 1 教育委員で、2期(8年)以上在職し、その職を退任した者
- 2 町内小・中学校に勤務した校長・教頭で、5年以上在職し、町外に転出及び退職した者
- 3 町内小・中学校の学校医・学校歯科医・学校薬剤師で、5年以上在職し、その職を退任した者
- 4 社会教育委員で、3期(6年)以上在職し、その職を退任した者
- 5 公民館長で、5年以上在職し、その職を退任した者
- 6 図書館協議会委員で、3期(6年)以上在職し、その職を退任した者
- 7 文化財保護委員で、3期(6年)以上在職し、その職を退任した者
- 8 スポーツ推進委員で、3期(6年)以上在職し、その職を退任した者
- 9 奨学生選考委員で、3期(6年)以上在職し、その職を退任した者
- 10 公民館運営審議会委員で、3期(6年)以上在職し、その職を退任した者
- 11 その他の委員で6年以上在職し、その職を退任した者
- 12 町内小・中学校のPTA会長又は副会長として、小・中学校合わせて3年以上の在職年数を有する者で、その職を退任した者
- 13 その他特に必要と認められるもの

### 第3 表彰状等の様式

表彰状・感謝状の様式については、別紙様式のとおりとする。

### 第4 庶務

表彰に関する庶務は、教育推進課教育総務担当で行う。

平成13年5月15日	教育委員会承認
平成15年4月24日	教育委員会承認
平成30年2月22日	教育委員会承認
令和2年2月20日	教育委員会承認

議案第10号関係

令和5年度宮代町教育委員会表彰 候補者一覧

氏名	選考理由	種別	選考	備考
1 小 山 裕之 こやま ひろゆき	本町の教育委員会学校管理幹兼副課長及び東小学校校長として5年以上在職し、本町の教育活動に貢献した。	感謝状	可・否	選考基準2 町内小・中学校に勤務した校長・教頭で5年以上在職し、町外に転出または退職した者
2 田 口 いくよ たぐち いくよ	15年間(H19.4.1～R4.3.31)、宮代町青少年育成推進連絡会会員として青少年の健全育成活動を積極的に推進し、地域における非行防止の啓発活動を行い、青少年の非行や犯罪被害防止に貢献した。 【補足】 青少年育成推進団体員の知事感謝状授与(R4.4.30)	感謝状	可・否	選考基準11 その他の委員として、15年の在職年数を有する者で、その職を退任した者
3 押 田 文子 おしだ ふみこ	15年間(H19.4.1～R4.3.31)、宮代町青少年育成推進連絡会会員として青少年の健全育成活動を積極的に推進し、地域における非行防止の啓発活動を行い、青少年の非行や犯罪被害防止に貢献した。 【補足】 青少年育成推進団体員の知事感謝状授与(R4.4.30)	感謝状	可・否	選考基準11 その他の委員として、15年の在職年数を有する者で、その職を退任した者
4 郷 原 香織 ごうはら かおり	令和2年度から3年間、須賀小学校PTA副会長として本町の教育活動に貢献した。	感謝状	可・否	選考基準12 町内小・中学校のPTA会長又は副会長として、小・中学校合わせて3年以上の在職年数を有する者で、その職を退任した者
5 杉 村 健 すぎむら けん	令和元年度、百間小学校PTA副会長、令和2年度から3年間、同小学校PTA会長として本町の教育活動に貢献した。	感謝状	可・否	同上
6 別 所 洋子 べっしょ ようこ	令和元年度から4年間、東小学校PTA副会長として本町の教育活動に貢献した。	感謝状	可・否	同上
7 境 智 佳子 かい ちかこ	令和2年度から3年間、笠原小学校PTA副会長として本町の教育活動に貢献した。	感謝状	可・否	同上
8 黒 沼 美和 くろぬま みわ	令和2年度から3年間、百間中学校PTA副会長として本町の教育活動に貢献した。	感謝状	可・否	同上

9	齋藤 玲子 さいとう れいこ	平成27年度から2年間、百間小学校PTA副会長、平成29年度から3年間、同小学校PTA会長、令和2年度から3年間、前原中学校PTA会長として本町の教育活動に貢献した。	感謝状	可・否	同上
10	高橋 えり たかはし えり	令和2年度から3年間、前原中学校PTA副会長として本町の教育活動に貢献した。	感謝状	可・否	同上
11	新井 慶子 あらい けいこ	平成29年度から6年間、スポーツ推進委員として本町の教育活動に貢献した。	感謝状	可・否	選考基準8 スポーツ推進委員で、3期(6年)以上在職し、その職を退任した者
12	倉持 美智子 くらもち みちこ	平成29年度から6年間、スポーツ推進委員として本町の教育活動に貢献した。	感謝状	可・否	同上

議案第 1 1 号

宮代町教育委員会個人情報保護法施行細則の制定について

別紙のとおり宮代町教育委員会個人情報保護法施行細則を制定することについて議決を求める。

令和 5 年 3 月 2 0 日

宮代町教育委員会  
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、宮代町教育委員会個人情報保護法施行細則を制定するものである。

宮代町教育委員会個人情報保護法施行細則をここに公布する。

令和5年 3月 日

宮代町教育委員会教育長

宮代町教育委員会規則第 号

宮代町教育委員会個人情報保護法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び宮代町個人情報保護法施行条例（令和4年宮代町条例第17号）を施行するために必要な事項を定めるものとする。

(開示請求等の手続き等)

第2条 宮代町教育委員会が管理する個人情報の開示請求等の手続き等については、宮代町個人情報保護法施行細則（令和5年宮代町規則第 号）の例による。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。